

10年たったら取り替えましょう！

【住宅用火災警報器のお話です】



● おおむね10年をめぐに、機器の交換が必要です。

住宅用火災警報器の交換は、機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか「ピー」という音などで交換時期を知らせます。そのめどがおおむね10年です。10年以内に電池切れを知らせてくれる音やランプが付いた時には電池交換も可能です。（あくまでも機器の交換は10年をめぐにしてください）詳しくは取扱説明書を確認してください。

● 定期的に作動するかどうか点検しましょう。

定期的（1ヶ月に1度が目安です。）に、住宅用火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。また、長期に家を留守にしたときも、住宅用火災警報器が正常に動くかテストしましょう。点検方法は、本体のひもを引くものや、ボタンを押して点検できるもの等、機種によって異なりますから、取扱説明書を見て点検方法を確認しておきましょう。

● 新しい住宅用火災警報器に交換したら。

本体の側面などに、油性ペンで『設置年月日』を記入しましょう。
※詳しい設置場所等については、長万部町ホームページの「住宅用火災警報器」を参照するか、長万部町消防署予防係（☎2-2049）に問い合わせてください。

全道秋の火災予防運動

期間：10月15日～10月31日

《標語》 消しましょう その火その時 その場所で

秋から冬にかけては暖房器具等を使用する機会が増え、火災が発生しやすい季節が訪れます。火災原因の多くは、自らのちょっとした油断や不注意から発生しています。火を出さない環境づくりとともに「火の用心」の気持ちを忘れず、尊い生命と貴重な財産を守りましょう。

- ・ 期間中、消防職員及び消防団員が各家庭（職場）へ防火査察に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・ 期間中、車両による防火広報を実施します。



みんなの安心のため、住宅用火災警報器を取り付けましょう。

住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

▶ 取り付けが義務付けられている所……寝室・階段等

《長万部町消防本部》



入 居 者 募 集

（有料広告）

● ● ● ● ● 御相談に応じます ● ● ● ● ●

㊦ 堀川アパート

☎ 01377-2-2377 携帯 090-4872-6235

ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 23,000円から45,000円まで